

答 申 第 256 号

令和8年7月10日

神戸市交通事業管理者

城南 雅一 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和7年11月7日付神交経第2326号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

職務状況に関する問合せに対する手順書の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、公文書を保有していないことにより非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和7年8月13日受付で「元職員が新たに就職しようとする場合、当該企業から職務状態の問合せに対し、その内容を教える事への手順書」及び「同上の事案について労働組合へ転送する場合の手順書」（以下「本件文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 交通事業管理者（以下「処分庁」という。）は、令和7年8月22日、本件請求に対して、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 請求人は、令和7年9月2日、本件文書の公開を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、審査請求書、令和7年10月20日受付の反論書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件文書を所有していないことを決定したが、行政制度の都合が悪く、本件文書を隠し持っていると思われる。この元職員を別の職場に新規に就職しようとして「この人を採用しないでください」と伝えるブラックリストが密かにあるのではないかと感じられるため、審査請求を行う。
- (2) この件について私が感じた反論は「本当に該当書面はありませんか」です。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和7年10月9日受付の弁明書、令和8年5月15日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 元職員が新たに就職しようとする場合、当該就職先から職務状態の問合せがあったとしても、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第69条第1項の規定に基づき、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされているため、企業等からの問い合わせに応じて職務状態を提供するといった運用は行っていない。そのため、そういった運用を前提とした手順書というものも作成していない。
- (2) 請求人は「行政制度、都合が悪く、本件文書を隠し持っていると思われる」と主

張するが、「元職員を別の職場に新規に就職しよう」「この人を採用しないでください」と伝えるブラックリスト」に該当する公文書は作成していない。

5 審査会の判断

(1) 争点について

請求人は、「行政制度の都合が悪く、本件文書を隠し持っていると思われる。」「この人を採用しないでください」と伝えるブラックリストが密かにあるのではないかと感じられる。」と主張している。

これに対して、処分庁は、元職員が新たに就職しようとする場合、当該就職先である団体等から職務状態の問合せがあったとしても、個人情報保護法第 69 条第 1 項の規定に基づき、職務状態の情報を第三者へ提供するといった運用は行っていない。したがって、第三者への提供を前提とした手順書の作成も行っていないと主張している。

したがって、本件の争点は、本件文書の存否についてである。

以下、検討する。

(2) 本件文書の存否について

個人情報保護法第 69 条第 1 項は、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と定め、原則として保有個人情報の利用目的外での第三者への提供を禁止している。また同法第 67 条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員等は、「その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」として行政機関等の職員等の義務について定めている。

また、行政機関等の職員等がこれらの義務に違反した場合は、同法第 176 条（正当な理由のない個人情報ファイルの提供）及び第 180 条（保有個人情報の提供・盗用）に規定する罰則の適用があり得るほか、地方公務員法第 34 条に規定する守秘義務違反による罰則及び地方公務員法第 29 条に規定する懲戒処分の適用があり得る。

一般に手順書とは、組織内で作業の標準化を担保するため作業手順を詳細に記したものを指すと考えられるが、本件文書のような法令等の規定に違反する運用を前提とする手順書を、処分庁が作成及び保有していることは、社会通念上考え難い。

また、元職員の新たな就職先となる団体が神戸市に対し、法令の規定を冒してまで個人情報の提供が受けられると期待することについても、考え難いところである。処分庁にその点を確認したところ、通常、当該団体から直接神戸市が問合せを受けることはなく、当該団体が元職員の勤務期間や所属部署を確認したい場合は、元職員を通じて神戸市に在籍証明等の書類を出すように申し出があるとのことであった。

以上のことから、元職員の職務状態に関する情報について企業等の第三者へ提供

することはなく、当該提供方法を記した手順書は作成していないとの処分庁の説明に不合理な点は認められず、また、本件文書が存在すると確認するに足る事実は認められないことから、処分庁が本件決定を行ったことは妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和7年9月2日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和7年10月9日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和7年10月20日	—	* 請求人から反論書を受理
令和7年11月6日	—	* 処分庁から上申書を受理
令和7年11月7日	—	* 諮問書を受理
令和8年5月15日	第 390 回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和8年7月8日	第 392 回審査会	* 審議